

津市飲食・観光事業者等事業継続支援金交付要綱

令和３年９月８日訓第５５号

(趣旨)

第１条 この要綱は、地域経済の持続的な発展の中核を担う事業者のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により大きな影響を受け、特に経営が困難な状況である飲食・観光事業者等の事業の継続を支えるため、津市補助金等交付規則（平成１８年津市規則第４４号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 飲食・観光事業者等 飲食事業者、宿泊事業者、旅行業者、取引事業者及びタクシー事業者等をいう。
- (3) 飲食事業者 令和２年１２月３１日以前に食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５５条第１項の規定に基づく三重県知事の飲食店営業（露店営業を除く。）又は喫茶店営業の許可を受けている中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (4) 宿泊事業者 令和２年１２月３１日以前に旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の規定に基づく三重県知事の旅館業営業の許可を受けている者又は住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第３条第１項の規定に基づく住宅宿泊事業を営む旨の届出を三重県知事に行っている中小法人等をいう。
- (5) 旅行業者 令和２年１２月３１日以前に旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第３条及び第２３条の規定に基づく観光庁長官の行う登録を受けている中小法人等をいう。
- (6) 取引事業者 飲食事業者、宿泊事業者又は旅行業者と平成３１年１月１日から令和３年１２月３１日までの間に直接取引を行っている中小企業者

及び小規模企業者をいう。

(7) タクシー事業者等 令和2年12月31日以前に道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定に基づく国土交通大臣の一般旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定の許可を除く。）を受けている中小企業者及び小規模企業者又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定に基づく三重県公安委員会の認定を受けている中小企業者及び小規模企業者をいう。

(8) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、本市の区域内において営業を行う法人又は個人事業主をいう。

(9) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、本市の区域内において営業を行う法人又は個人事業主をいう。

(10) 中小法人等 本市の区域内において営業を行う事業者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業その他の法人等

イ 常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合に限る。）

ウ 個人事業主

（名称）

第3条 第1条の支援金は、「飲食・観光事業者等事業継続支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

（交付の対象）

第4条 支援金は、次の各号のいずれにも該当する飲食・観光事業者等に対し、事業活動の維持及び継続のために要した費用をその対象として、これを交付するものとする。

(1) 令和2年12月以前から事業により売上を得ており、今後も事業を継続する意思がある者

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年8月から同年12月までのいずれかの月の売上について、前年同月比又は前々年同月比で50パーセント以上減少する月が認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しないものとする。

- (1) 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例（平成 23 年津市条例第 3 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第 3 号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に掲げる公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) その他市長が適当でないと認める者
（支援金の額等）

第 5 条 支援金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 令和 3 年 8 月から同年 12 月までのいずれかの月の売上のうち、前年同月又は前々年同月の売上と比較して、減少が大きい月と前年同月又は前々年同月の売上との差額（以下「減少額」という。）が 200 万円未満の場合 10 万円
- (2) 減少額が 200 万円以上 300 万円未満の場合 20 万円
- (3) 減少額が 300 万円以上の場合 30 万円

2 支援金の交付は、事業所の数にかかわらず、一の飲食・観光事業者等につき 1 回限りとする。

（交付申請受付開始日及び交付申請期限）

第 6 条 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和 3 年 9 月 10 日とする。

2 交付申請期限は、令和 4 年 2 月 28 日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付申請）

第 7 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飲食・観光事業者等事業継続支援金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 令和元年分又は令和 2 年分の確定申告書等の写し
- (2) 令和 3 年 8 月から同年 12 月までのいずれかの月のうち、前年同月又は前々年同月の売上と比較して、減少が大きい月の売上を示した書類の写し

- (3) 飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けていることを証する書類の写し（飲食事業者に限る。）
- (4) 旅館業営業の許可を受けていることを証する書類又は住宅宿泊事業を営む旨の届出をしたことを証する書類の写し（宿泊事業者に限る。）
- (5) 旅行業等に係る観光庁長官の行う登録を受けていることを証する書類の写し（旅行業者に限る。）
- (6) 平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に飲食事業者、宿泊事業者又は旅行業者と直接取引があったことを証する書類の写し（取引事業者に限る。）
- (7) 一般旅客自動車運送事業の許可又は自動車運転代行業の認定を受けていることを証する書類の写し（タクシー事業者等に限る。）
- (8) 個人事業主又は法人の代表者に係る本人確認書類
- (9) 申請者名義の通帳の写し
- (10) 飲食・観光事業者等事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- (12) 飲食・観光事業者等事業継続支援金請求書（第3号様式）
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付申請は、原則として郵送により行うものとする。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うとともに交付すべき支援金の額を確定し、その旨を飲食・観光事業者等事業継続支援金交付決定及び確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、支援金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条の市長が定める期日は、申請者が第8条の規定による交付の決定及び確定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（適用除外）

第11条 支援金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和 3 年 9 月 1 0 日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条関係）

飲食・観光事業者等事業継続支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑤

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市飲食・観光事業者等事業継続支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、飲食・観光事業者等事業継続支援金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業形態（以下の①から⑤までのいずれかに該当すること。）

該当する事業形態について、☒すること（④に該当する場合は、取引内容を記入してください。）。

①	飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を有する中小企業者又は小規模企業者（以下「飲食事業者」という。）	
②	旅館業許可を有する中小法人等又は住宅宿泊事業の届出をした中小法人等（以下「宿泊事業者」という。）	
③	旅行業等に係る観光庁長官の登録を受けている中小法人等（以下「旅行業者」という。）	
④	飲食事業者、宿泊事業者又は旅行業者と直接取引を行う中小企業者又は小規模企業者（取引内容： ）	
⑤	一般旅客自動車運送事業の許可（福祉輸送事業限定の許可を除く。）又は自動車運転代行業の認定を有する中小企業者又は小規模企業者	

2 申請者情報

①	市内店舗又は事業所の所在地	(代表する1箇所の事業所を記入してください。) 津市_____
②	①の開始年月日	年 月 日
③	資本金額	(法人のみ)
④	従業員数	名

3 要件確認表

令和3年8月から同年12月までのいずれかの月の前年同月比又は前々年同月比の減少率が50%以上であって、減少額が大きい月について記入してください。

①	令和3年____月の売上	②	令和____年____月の売上
	_____千円		_____千円
③	____月の減少額	④	____月の減少率
	(②－①) _____千円		$\frac{② - ①}{②} \times 100\% = \text{_____}\%$ (小数点第2位以下切捨て)

4 申請額

次頁の(参考)交付申請額区分表に基づき申請額を記入してください。

交付申請区分 (以下のいずれかに○をする。)	⑤ 交付申請額
① ・ ② ・ ③	_____万円

(参考)

交付申請額区分表	区 分		交付申請額
	①	㉔の減少額が2,000千円未満の場合	10万円
	②	㉔の減少額が2,000千円以上3,000千円未満の場合	20万円
	③	㉔の減少額が3,000千円以上の場合	30万円

(注意事項)

- ※ 市内等に複数の店舗又は事業所を有している場合でも、1事業者1回限りの申請となります。
- ※ 令和元年分又は令和2年分の税申告を白色申告でされた方については、同年の1年間の売上を同年に事業を営む月数で除した額を、「3 要件確認表」の㉔の欄に記載し、減少額を算出してください。
- ※ 令和元年分又は令和2年分の税申告をされていない方は、申請できません。
- ※ 申請者欄については、「自署」又は「記名＋押印」で申請可能です。
- ※ 申請内容等について、必要に応じて別途書類を提出していただく場合又は現地調査をさせていただく場合があります。

第2号様式（第7条関係）

飲食・観光事業者等事業継続支援金の申請に関する誓約書

私（法人・個人）は、飲食・観光事業者等事業継続支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、津市飲食・観光事業者等事業継続支援金交付要綱の規定に従い、次の事項を誓約します。

1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げます。

また、支援金の交付後に虚偽や不正が発覚した場合は、支援金を返還します。

2 支援金の対象として申請する事業所は、申請する時点で事業継続しており、廃止する予定はありません。

3 支援金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。

4 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査に協力します。

5 代表者、役員、使用人その他の従業員又は構成員等が津市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第3号に掲げる暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。

年 月 日

本店（社）所在地（住所） _____

法人名（個人事業主の場合は屋号） _____

代表者役職・氏 名 _____

第3号様式（第7条関係）

飲食・観光事業者等事業継続支援金請求書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり支援金を請求します。

対象事業名	飲食・観光事業者等事業継続支援金			
交付請求額	金 円			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区 分	1 普通 2 当座
	ふ り が な 口座名義人			

- ※ 申請者名義の振込先を記載してください。
- ※ 申請者名義の通帳の写し（上記の情報が記載された頁）を添付してください。
- ※ 振込先の情報は、誤りのないよう記載してください（誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。）。

第4号様式（第8条関係）

飲食・観光事業者等事業継続支援金交付決定及び確定通知書

（記号番号）

年 月 日

（住 所）

（氏名・法人等） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった飲食・観光事業者等事業継続支援金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市飲食・観光事業者等事業継続支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金 _____

条 件

1

2

3

4

5